東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百四号

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和二十八年東京都条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第二十二条の四第一項」に改め、「占める職員」の下に「（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」を加える。

第十四条の二第三項中「職員のうち地方公務員法第二十八条の四第一項、第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された者」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の一項を加える。

4　職員（定年前再任用短時間勤務職員並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第四条第一項及び第二項により採用された者を除く。）が六十歳に達した日後における最初の四月一日以後、当該職員に適用される給料については、職員の給与に関する条例附則第十項及び第十二項の規定の例により管理者が別に定める。

附　則

（施行期日）

第一条　この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第二条　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号。以下「改正法」という。）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の東京都公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

第三条　新条例第十四条の二第三項の規定は、改正法附則第四条第一項又は第二項の規定により採用された職員について準用する。

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百五号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十七年東京都条例第百三号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「ねたみ」を「妬み」に改め、「つきまとい等」の下に「、同条第三項に規定する位置情報無承諾取得等」を、「安全、」の下に「住居等（」を、「その他その」の下に「現に所在する場所又は」を加え、「場所（」を「場所をいう。」に、「「住居等」という」を「同じ」に改め、同項第四号中「、電話をかけ」の下に「、文書を送付し」を加え、同項に次の二号を加える。

八　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で東京都公安委員会規則で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を東京都公安委員会規則で定める方法により取得すること。

九　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として東京都公安委員会規則で定める行為をすること。

第五条の二の次に次の一条を加える。

（つきまとい行為等に係る情報提供の禁止）

第五条の三　何人も、前条第一項の規定に違反する行為（以下この条において「つきまとい行為等」という。）をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し、当該つきまとい行為等の相手方の氏名、住所その他の当該つきまとい行為等の相手方に係る情報でつきまとい行為等をするために必要となるものを提供してはならない。

附　則

この条例は、令和四年十月一日から施行する。

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百六号

東京消防庁職員定数条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員定数条例（昭和二十七年東京都条例第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一項中「第二十八条の五第一項」を「第二十二条の四第一項」に、「再任用短時間職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、第二項中「再任用短時間職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附　則

1　この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2　地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項又は第二項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の東京消防庁職員定数条例第一項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百七号

教育職員免許法関係手数料条例の一部を改正する条例

教育職員免許法関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「。以下「自治法」という。」を削る。

別表中七の項及び八の項を削り、九の項を七の項とし、十の項を八の項とし、十一の項から十三の項までを削る。

附　則

この条例は、令和四年七月一日から施行する。

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日

東京都知事　小　池　百合子

◉東京都条例第百八号

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第七の款三十九の項中「第八十五条第五項」を「第八十五条第六項」に改め、同款三十九の二の項中「第八十五条第六項」を「第八十五条第七項」に改め、同款四十八の項中「第八十七条の三第五項」を「第八十七条の三第六項」に改め、同款四十九の項中「第八十七条の三第六項」を「第八十七条の三第七項」に改める。

附　則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第四十四号）附則第一条第二号に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

東京都建築安全条例の一部を改正する条例を公布する。

令和四年六月二十二日